

反社会的勢力に関する表明・確約条項

申込人（債務者または連帯債務者）、連帯保証人および担保提供者（以下「申込人等」といいます。）は、株式会社愛媛銀行（以下「銀行」といいます。）に以下の事項について、表明を行い、確約をします。

第1条

申込人等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2条

申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前号に準ずる行為

第3条

申込人等が、暴力団員等もしくは第1条各項のいずれかに該当し、もしくは第2条各項のいずれかに該当する行為をし、または第1条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借入取引を行い、または継続することが不適切である場合には、申込人等は、銀行から融資内諾等があった場合でも、借入を受けられず、または銀行から借り入れた後である場合でも、銀行から請求があり次第、ローン契約に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

外国 PEPs の確認

申込人等は、外国 PEPs またはその家族に該当しないことを確約するものとします。

外国 PEPs とは、外国の重要な公的地位を有する方（以下に該当する方）のことをいいます。

- ・ 国家元首
- ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ・ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職

- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ・日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国家の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

詳しくは下記ウェブサイトにてご確認ください。

https://www.himegin.co.jp/personal/tameru/pdf/rule_peps.pdf

以上